

第1回利根町みんなのまち基本条例推進委員会 議事録

令和6年7月4日

会議名	第1回利根町みんなのまち基本条例推進委員会	
日時	令和6年7月4日（木） 午前10時00分から	
場所	利根町役場 町長公室	
出席者	委員	坂野委員，手塚委員，花嶋委員，渡邊委員，篠塚委員，猪鹿月委員，鈴木委員，六本木委員
	事務局	政策企画課 布袋課長，渡辺課長補佐，細井係長，青木主査
欠席委員	寺島委員，高橋委員	
会議次第	<ol style="list-style-type: none"> 1 開会 2 委嘱状交付 3 委員自己紹介 4 委員会の役割等について 5 委員長・副委員長の選任について 6 その他 7 閉会 	
配付資料名	<ul style="list-style-type: none"> ・利根町みんなのまち基本条例推進委員会委員名簿 ・（資料1）利根町みんなのまち基本条例施行後の取組状況 ・（資料2）利根町みんなのまち基本条例推進委員会 概要 ・利根町みんなのまち基本条例逐条解説（改正版） ・利根町パブリックコメント手続要綱 ・利根町附属機関等の会議の公開に関する基準 ・利根町附属機関等の委員の公募及び選考に関する基準 	
議事内容	次ページ以降の通り	

議 事

1 開会

○課長挨拶

(課長)

改めましておはようございます。

利根町みんなのまち基本条例につきましては、平成30年8月から審議を重ねまして、令和4年、10月までで約28回の会議を開催させていただき、条例を制定してございます。

その中で町民と協働のまちづくりを行うということで、様々なご意見をいただきながら条例を策定したわけですけれども、これを着実に進めていくために、今年の3月議会でみんなのまち基本条例推進委員会を設置させていただくような運びとなってございます。

昨年、条例施行後、担当事務局としましては、みんなのまち基本条例を進めていくためにパブリックコメントの内容を見直したり、公募委員を進めるために、基準の見直し等を行いました。今後はそれを実際に、進めていく上で皆様方のお力をお借りしまして、ご意見を伺いながら改善していければと考えておりますので、今後ともよろしくお願いいたします。

○事務局が資料確認

2 委嘱状交付

委員を代表して、「坂野 喜隆」委員に政策企画課長より委嘱状を交付。

3 委員自己紹介

- ・委員自己紹介及び事務局紹介を行う。

4 委員会の役割等について（資料1，資料2，改正版利根町みんなのまち基本条例逐条解）

(事務局)

ここにいる方々は利根町住民自治基本条例検討委員会委員であった方もおられますが、初めての方もいらっしゃいますので、まず簡単に「利根町みんなのまち基本条例」に關しまして、簡単にご説明いたします。

利根町みんなのまち基本条例逐条解説（令和6年改正版）でご説明いたしますのでお手元にご用意ください。

1枚めくっていただきます。はじめにとありますが、利根町みんなのまち基本条例は、自治本来の姿に立ち返り、町民主役のまちづくりを進めるため、平成30年8月に利根町住民自治基本条例検討委員会を立ち上げ、28回の検討委員会を重ね、住民説明会、パブリックコメントを経て、令和4年12月の議会で議決され、令和5年4月1日に施行しました。

「利根町みんなのまち基本条例」を制定した理由ですが、1 Pに記載しておりますが、近年、地方公共団体が担う役割と責任が大きくなっており、ライフスタイルや価値観の多様化等により、本町を取り巻く社会環境が大きく変化しています。さらに、行政ニーズが高度化、多様化する一方、人口減少や高齢化に伴う税収減少、社会保障費の増大等、本町の財政状況は厳しさを増している状況です。

今後、これらの課題を解決し、本町が地方公共団体としての役割と責任を果たしていくためには、町民、議会及び行政がそれぞれの役割を担いながら協働してまちづくりに取り組むことが大切と考え、まちづくりに携わる町民、議会及び行政の役割を明らかにし、協働してまちづくりを行うための基本的な考え方やルールを定めた条例として、令和5年4月に施行しました。

町民、議会及び行政は、この条例を最大限尊重するものとしていますので、この条例は、本町の最高規範としての性質を持つ条例であり、町民が町政運営に参加し、その前提となる情報を共有し、町民、議会及び行政が互いに尊重し、協働によるまちづくりを推進することを基本理念としています。

3ページをご覧ください。

まちづくりにおける町民・議会・行政それぞれの役割と責務のイメージ図となっております。

中央に記載しております、基本理念「協働によるまちづくり」町民参加を基本とした町政運営・情報共有・町民と町の信頼関係の構築があり、

上に記載のある「町民」ですが、まちづくりへの参加する権利・町政の情報を知る権利・町民一人ひとりがまちづくりの主体であるという意識・責任ある発言と行動が役割と責務となっております。

続いて右下「議会」の役割と責務は、町的意思決定・行政の監視・公正かつ開かれた議会運営となっております。

左下の「行政」は総合的かつ計画的な町政運営・公平かつ適正な事務の執行・説明責任が役割と責務となっております。

4ページお願いいたします。

参加と協働のイメージ図です。

まず、中央に記載ある「協働の推進」ですが、町民と町は協働の推進に努めることとしており、その下「多様な参加の機会の提供・参加のための環境づくり」ですが、町は情報共有・参加の機会・参加のための環境づくり・附属機関等への参加・パブリックコメント・意見への対応・住民投票などの多様な参加の機会の提供・参加のための環境づくりをおこないます。

そして、町民は「まちづくりの主体としての参加」として、記載内容の例などの参加をすることとなっております。

簡単ではございますが、おさらいといたしまして、利根町みんなのまち基本条例の基本理念等をご説明いたしました。

○（資料1）利根町みんなのまち基本条例施行後の取組状況説明文

つづいて資料1をご覧ください。

令和5年4月1日より「利根町みんなのまち基本条例」が施行され、その後の町の取り組み状況と利根町みんなのまち基本条例推進委員会を設置する運びになった経緯につきまして、説明いたします。

資料1は利根町みんなのまち基本条例が議決されてから、町の取組状況を時系列にま

とめたものでございます。

利根町みんなのまち基本条例は令和4年12月の議会で、利根町みんなのまち基本条例が全会一致で可決され、令和5年4月1日に施行されました。

町民の方に対しましては、周知啓発を図るため、利根町みんなのまち基本条例の概要版を令和5年3月に各戸配布しております。

行政職員への取組としては、まず、役場職員一人ひとりが、みんなのまち基本条例を理解し、それに基づいて業務を行っていくことを目的に、令和5年2月に全職員に説明会を開催いたしました。また4月には新規採用職員へも、説明会も実施しております。

さらにみんなのまち基本条例の施行に伴って、既存の基準等の見直し、や改正が必要となったため、『利根町パブリックコメント手続き要綱』と『利根町附属機関等の会議の公開に関する基準』及び『利根町審議会等委員の公募・選任基準』を見直し、改正をいたしました。

改正した内容は本日の配布資料として用意しております。

まず、利根町パブリックコメント手続き実施要項をご覧ください。

これまでもパブリックコメント手続きを実施しておりましたが、今後につきましてはパブリックコメント手続きを実施する場合には、その内容について、町民の方に十分理解してもらうため、特に重要な政策等については、原則として住民説明会の開催を行うものとなりました。

続いて、附属機関の会議の公開に関する基準をご覧ください。

現行でも会議の公開は実施しておりますが、利根町みんなのまち基本条例第4条：基本理念、及び第13条の情報共有の規定に基づき、第8条に「会議資料等の配布等」について、第9条に「会議録の作成」について、第10条に「会議録等の公表」についての条文を追加しました。

これらを明確にすることで、今後もより情報共有や町民参加を促進してまいります。

最後に、「利根町附属機関等の委員の公募及び選考に関する基準」をごらんください。

これまでも、公募選任基準に基づいて、公募をおこなってまいりましたが、利根町みんなのまち基本条例第17条（附属機関等への参加）の規定に基づき、公募委員の選任に関する内容を明確にするため、「利根町附属機関等の委員の公募及び選考に関する基準」として改正いたしました。

具体的な改正の内容としては、P3の第6条（公募の方法及び周知事項）第7条（応募の方法）、第8条（選考の方法）を追加したもので、公募委員の募集から選任するまでの事項を明確にすることで、より、町民の方が、公募委員に応募しやすくし、町民の方の参加を促進するものでございます。

みんなのまち基本条例17条にて附属機関等の委員については、一部を公募するよう努める。とされておりますので、現在公募委員が入っていない附属機関等についても、公募を実施するようにいたしました。

P6をお願いします。P6～P24までは利根町の内部組織や審議会等を記載しており、附属機関としない内部組織等のもの、公募する附属機関等、公募しない附属機関等を分けて記載しております。

今後、町公式ホームページ等で各附属機関等の公募人数や、公募しない附属機関等に

つきましては、公募しない理由等について公表する予定であります。これらに関しましては、次回の委員会にて、実際の実績等を含めて、説明させていただきます。

続きます。資料1にもどっていただきます。

令和5年4月、並行して、みんなのまち基本条例の普及啓発や、推進等を行う機関を設置する必要があるため、この「利根町みんなのまち基本条例推進委員会」の設置に係る条例の検討を始めました。

その下の段、特に審議会等委員の公募・選任基準に関しては、公募未実施の附属機関等もあり、既存の審議会等での公募実施状況等を踏まえ、それぞれの所管課において検討の必要があったため、4月から6月の3か月間、必要に応じてヒアリングを実施する等して、各附属機関の公募の必要可否や公募委員の人数の検討を行ってきました。

また、公募を行っていない附属機関は原則として公募を実施するよう進めております。

そして、10月～11月にこれらの改正案がまとまりましたので、12月16日（土）利根町文化センターにて住民説明会を開催し、パブリックコメントを経て、令和6年3月に利根町みんなのまち基本条例推進委員会を設置するため、利根町みんなのまち基本条例の一部を改正する条例（案）を上程し、議決されました。

その後、令和6年4月1日に利根町みんなのまち基本条例推進委員の公募を開始し、委員の選任をおこなったうえで、利根町みんなのまち基本条例推進委員会を設置し、本日第1回利根町みんなのまち基本条例推進委員会を開催しております。

○（資料2）利根町みんなのまち基本条例推進委員会の概要説明

次に（資料2）をご覧ください。資料2は「利根町みんなのまち基本条例推進委員会」の概要です。（資料2を読み上げる）

○利根町みんなのまち基本条例逐条解説（令和6年4月改定版）説明

最後に、利根町みんなのまち基本条例逐条解説（令和6年4月改定版）をごらんください。

こちらは、利根町みんなのまち基本条例推進委員会の設置に伴い、利根町みんなのまち基本条例の一部を改正しましたので、逐条解説も一部改正したものとなっております。

朱書き部分が、利根町みんなのまち基本条例推進委員会設置に伴い、変更された箇所でございます。

それでは、改正された部分を報告いたします。P57第9章利根町みんなのまち基本条例推進委員会、第36条（設置）こちらは、「利根町みんなのまち基本条例推進委員会」の設置について定めております。

先ほども説明しました通り、「利根町みんなのまち基本条例」の目的を達成するためには、普及啓発及び推進並びに検証を行う機関が必要となることから、「利根町みんなのまち基本条例推進委員会」を設置するものでございます。これから以後の説明は、「利根町みんなのまち基本条例推進委員会」を略して「委員会」と称します。

続いて、58P第37条（所掌事務）でございます。37条では、「委員会」の所掌する事務について定めております。

所掌事務は（第1号）この条例の普及及び啓発に関すること、（第2号）この条例の推進に関すること。（第3号）この条例の運用及び見直しその他必要な事項に関すること。と、なっております。

続きまして60P, 第38条(組織)についてでございます。

第38条は、「推進委員会の委員の人数」について定めております。委員会は、委員10人以内をもって組織します。10人以内にした理由ですが、他市町村を参考に人口規模等を基に利根町では10人以内としました。

続いて61ページ。第39条(委員)でございますが、この39条は委員10人の構成メンバーについて定めております。

町民4人以内、学識経験を有する者2人以内、各種団体等の関係者4人以内としております。

資料1にもありますが、令和6年4月1日～町民2名を公募いたしましたが、応募がなかったため、町で皆様を選任させていただきました。

続いて、62P。第40条(任期)でございます。こちらは、委員の任期について定めており、推進委員会の任期は2年としております。他市町村の同委員会の任期や利根町の附属機関等も2年の任期が多いため、2年といたしました。

続きまして64P, 第41条(委員長及び副委員長)についてでございます。

第41条では、推進委員会の委員長及び副委員長について定めております。委員長及び副委員長は委員の互選により選任するものとなっております。本日このあと、委員長及び副委員長を選任させていただきますのでよろしくお願いいたします。

委員長は委員会を代表し会務の運営が円滑に遂行できるように努め、副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときはその職務を代理します。となっております。

続いて、65P, 第42条(会議)について定めております。委員会の会議は委員長が招集し、委員の半数以上が出席。また出席した委員の過半数をもって可決するといった内容となっております。

次に66P, 第43条(庶務)でございます。第43条は、委員会の庶務について定めており、事務は、政策企画課が担当するものとしております。

最後に67P。第44条(委任)でございます。第44条は委員会への委任事項について定めております。

定めのない事項であっても委員会の運営に関して必要な場合は、委員長は委員から意見を聞き、意思決定するものとしております。説明は以上でございます。

(事務局：補佐)

ただいま説明のありました、委員会の役割等について、何か皆さんからご質問等がございましたらお願いいたします。資料の内容が多くて大変かと思えます。何か気づいたところとかありましたら、ご質問等いただければと思えますが。

(事務局：課長)

付け加えさせていただきますと、この条例ができた後で三つの要綱と基準を改正させていただいております。

附属機関につきましては、条例だったり、規則、要綱訓令と違って本来訓令ではないですけれども、そのようなものがありまして、できれば本来は条例ですべて附属機関にしたいところですが、なかなかそうはいかない部分もございまして、順次その辺については見直しをしていきたいと思えます。

今、基本的には会議は公開されているもので、会議録も各担当課で作っていただいているものと認識していますが、すべてを確認しているわけではございません。

今後、利根町みんなのまち基本条例ができて、まず行政の役割として情報提供するにあたって、今後はこちらでチェックをしながら、皆様方のご意見をいただきたいと考えております。

今回マイクがありますけども、会議録を作成するためのシステム等も、このみんなの町基本条例ができた関係もありまして、導入してございますので職員の手間もですね多少は省ける形になってますけれども、今後、公募の実績だったり、会議録の公表、またホームページで見づらい部分もあるかと思えます。そういうものも、委員さんの方からご指摘いただいて、少しずつ改善して努めていきたいと思えますので、よろしくお願ひしたいと思えます。

実績につきましては先ほど係長からありました通り、2回目の時にですね、説明させていただきますので、よろしくお願ひいたします。

5 委員長・副委員長の選出について

(事務局)

次に次第の4 委員長及び副委員長の選出についてに移りたいと思えます。委員長副委員長の選出ですが、利根町みんなのまち基本条例第4 1条第1項の規定により、委員の互選により選任するとなっておりますが、皆さんいかがでしょうか。

もしないようでしたら、事務局案という形でお示しさせていただきますのでよろしいでしょうか。

(委員一同)

いいです。

(事務局)

それでは事務局案でございますが、委員長には、流通経済大学教授坂野喜隆様に、副委員長には川村学園女子大学教授の手塚崇子様にお願ひしたいと思えます。皆様いかがでしょうか。

(委員)

拍手

(事務局)

ありがとうございます。それでは坂野様、手塚様、お引き受けいただけますでしょうか。

(坂野)

はい。よろしくお願ひいたします。

(事務局)

ありがとうございます。それでは委員長は坂野様にお願ひすることに決定いたします。坂野委員長よろしくお願ひいたします。また副委員長には手塚様よろしくお願ひいたします。それでは坂野委員長と手塚副委員長にそれぞれ一言ごあいさつをいただきたいと思えます。

(坂野委員長・手塚副委員長) 挨拶

(事務局：補佐)

ありがとうございました。では、ここからの進行につきましては坂野委員長にお願いいたします。

6 その他

(委員長)

この議題が6のその他しかないんですね。ですからもう、はっきり言ってこれで終わりですが、皆様何かありましたらお願いします。

(委員)

前の会議で私たちは町民ですから、わからないことたくさんあるんですけど会議の中で質問がきて、わかってらっしゃる人たちだから、課長もそれに返答して、私たち町民はへーっていう感じがすごくしたんですね。

それは、反省点として私個人はもっと聞けばよかったなど、メモ書きがあったんです。今回は2回目ですし、もう少し本音が出ればいいなと思います。

(委員)

私個人的な感じから言えば、地元の消防団の役場に勤めてる人から、年に1回か2回、多分2年ぐらいやれば多分終わるんでって言われたものが、気づけば28回の会議で。当時まだ私の職場の仕事が、3交代やってて会議に出たり出なかつたりがあつて。途中で何の話をしたかわかんなくなっちゃってる中、参加はさせてもらってたんですが、今回はできるだけ参加できるようにやっていきたいと思います。個人的な話になると思うんですけど。できれば、月末は避けてもらえればと思います。

(委員長)

ありがとうございます。ということで、質問がないということであれば、こちらの方で終わりました事務局からお願いいたします。

(事務局)

会議の件ですが、先ほどご意見いただいたように月末は避けていただきたいっていうことは承知いたしました。事務局としては平日の日中の午前中もしくは午後の時間体を考えておりますが皆様他に何か要望等ございますでしょうか。

早速、次回は11月15日金曜日の午前中よろしいでしょうか。ありがとうございます。では次回は11月15日金曜日の十時からを予定しております。

開催通知等につきましては、また改めまして送らせていただきますので、よろしくお願ひいたします。

(委員長)

ありがとうございました。一応これで議題がすべて終わったということなので、皆様、第1回であります。利根町みんなのまち基本条例推進委員会を閉会させていただきます。

これからですね，年に2，3回なんですよ。皆様，何卒よろしく願いいたします。
本日はですね私の出番が少なかったんですけど，皆さんどうも本日ありがとうございました。

7 閉会

以上